

韓国出土木簡にみえる海産物とその加工品

A Study on Marine Products and Processed Foods Discovered
on the Wooden Tablets Excavated in Korea

MIKAMI Yoshitaka

三上喜孝

はじめに

本稿は、前近代の日韓における海産物やその加工品の比較研究の前提として、近年韓国から出土している木簡を手がかりに、若干の考察を試みるものである。

周知のように、古代の朝鮮半島の歴史を知るためのまとまった文献史料としては『三国史記』『三国遺事』などの後代に編纂された歴史書が主なもので、同時代の文献史料はほとんど残っていないとされる。ところが近年、韓国の各地の遺跡で6世紀～8世紀を中心とする木簡が、また、高麗時代の沈没船からは13世紀を中心とする木簡が出土しており、これらは同時代史料としてきわめて高い価値を持つ。その中には、物品に付けてその物品の情報を記載したいわゆる付札木簡や荷札木簡が数多く含まれ、海産物やその加工品に関する記載も確認できる。注目されるのは、これまで知られている文献史料からだけでは必ずしも明らかにされてこなかった生活文化の実態をうかがわせる内容のものも数多く含まれている点である。

本稿は、これまで韓国に出土した木簡のうち、慶州・雁鴨池出土の新羅木簡（以下、雁鴨池木簡と総称する）と、沈没船出土の高麗木簡（以下、沈没船木簡と総称する）を中心に、そこにみえる海産物や水産加工品に関わる木簡を紹介する。合わせて、日本古代の木簡や文献史料にみえる海産物や水産加工品と比較し、両地域における海産物や加工品の特質について若干の考察を試みる。

1. 新羅・雁鴨池木簡にみえる海産物とその加工品

まず、雁鴨池木簡を取り上げたい。

慶州の雁鴨池は、新羅時代の王宮推定地、月城の東北に隣接する池で、古くは月池と呼ばれていた。1975年からの発掘調査で、数多くの遺物が出土し、その中に30点以上の木簡も含まれていた。

雁鴨池木簡については、発見当初より調査に携わっていた李基東氏により木簡に関する調査報告がなされ、日本にも紹介された⁽¹⁾。その研究によると、中国年号のみられる木簡の存在から、木簡の年代が8世紀後半頃のものとして推定された。ちょうど日本では平城京において木簡が盛行する時期にあたる。

1975年に出土した雁鴨池木簡については、その全体像についてほとんど検討されてこなかったが、2005年12月と2006年3月に、筆者を含めた日本の研究チーム（李成市、平川南、橋本繁、

三上喜孝)が、国立慶州博物館において雁鴨池木簡の調査を行い、赤外線ビデオカメラによる判読作業を経て、従来は釈読されていなかった部分を含め、新たな釈文を提示することができた。これにより、雁鴨池木簡の釈文や評価も大きく改められることになった。

とくに注目されるのは、動物や魚などの加工品を貯蔵した容器に付けられていたと思われる付札木簡が数多く確認されたことである。これらの木簡は、新羅の内廷官司、とりわけ太子の宮である東宮にかかわるものである可能性が高いと考えられる。

以下の釈文と所見は、研究チームによる共同調査⁽²⁾、ならびにその調査成果をふまえた橋本繁氏の論文「慶州雁鴨池木簡と新羅内廷」⁽³⁾によるところが大きい。

以下、注目される木簡と、その中に記載されている海産物やその加工品についてみていくことにしたい。

(1)「加火魚」

雁鴨池木簡の中には、「加火魚」という魚の名前が記載された木簡が3点ほど確認されている。次のようなものである(木簡番号は、『韓国の古代木簡』⁽⁴⁾にもとづく。「<」は左右から切り込みが入っていることを示す。法量は、長さ×幅×厚さをmm単位で表記している。欠損している場合の法量は括弧を付して示した)。

188号

・「<丙午年四月」

・「<加火魚助史三□」
〔入カ〕

154 × 35 × 6

193号

「<加火魚醃」

219 × 25 × 2

221号

「<甲寅年四月九日作加火魚□」
〔醃カ〕

(120) × 13 × 5

いずれも、上端部の左右から切り込みが入っているのが確認される。その形状から考えて、物品につけた付札木簡であることが推測される。

ここにみえる「加火魚」とは何であろうか。字義通り解釈をすれば、「火を加えた魚」ということになるが、借字表記と考えることもできる。「加火魚」は「가벌어(かぼろ)」「가불어(かぶろ)」と読むことができ、韓国語のエイに相当するものと考えられる。現代韓国語では、エイは「가오리」だが、慶尚道の東海岸沿岸や西北地域の方言である「가보리(カボリ)」「가불이(カブリ)」に近い発音である。

「加火魚」の表記は、朝鮮時代の地誌にみえる。『世宗実録地理志』によれば、京畿道富平郡都護府、忠清道舒川郡、庇仁県、洪州牧、保寧県、結城県の魚梁条と、平安道の貢納物としてみられる。

これらの木簡に見える日付について、橋本繁氏は興味深い指摘をしている。「加火魚」が表記された木簡3点のうち、2点に日付が明記され、いずれも4月である。エイは旧暦の2月下旬から7月に至るまでが漁期なので、おそらく漁期にあたる4月に王京である慶州にもたらされたものではあるまいか。エイやサメの仲間は、体内に尿素を含んでいるため、死後にこれらがアンモニアを生成することにより細菌の増殖が防がれ、腐敗を防ぐ役割を果たす。いわば長期保存が可能なわけで、生魚のまま王京に貢納された貴重な魚だったのであろう。

次にこれらの木簡で注目されるのは、「醃」の表記である。この点について検討することにしたい。

(2) 「醃」

「加火魚」とともに記載されている「醃」の文字は、雁鴨池出土のほかの木簡にも数多く確認される。

185号

- ・「<辛番洗宅□□^[鹿カ籀カ]瓮一品仲上」
- ・「<□遣急使□高城醃缶^[條カ髣カ]」

165 × 45 × 11

195号

- 「< 月三日作鹿醃瓮附」

169 × 13 × 7

197号

- 醃

169 × 21 × 10

214号

- ・二十四日作」
- ・醃」

(84) × 30 × 8

216号

- ・<五月廿四日作」
- ・<鳥 醃 』

(132) × 24 × 7

それぞれの木簡について、若干の説明を補足する。

185号は完形の木簡で、上部の左右に切り込みをいれており、付札もしくは荷札と推測される。木簡の表裏関係は不明である。「洗宅」は新羅内廷の官司で、国王直属のものと東宮直属のものがあり侍従・文筆を担当した⁽⁵⁾。「品仲上」は付札のつけられた物品の品質を表すとも考えられる。「高城」は、溟州高城郡（現・江原道高城郡）にあたる地名であると推定される。

195号は完形の木簡で、上部の左右に切り込みを入れている。

197号は、下端を錐のように尖らせており、付札であると考えられる。

214号は、上端が欠損しているが、記載内容から荷札の一部と考えられる。

216号は、上端が欠損しているが、左右に切り込みが入っていたと推定され、付札であったと考えられる。

さて、これらの木簡に見える「醢」は、字義通りに解釈すれば、「酒器」を意味する漢字だが、それでは意味をなさない。これらは、塩辛を意味する「醢」と同じ意味で使用されたのではないだろうか。

同様の事例は、文献史料でも確認される。『三国史記』巻8・神文王3年(683)春2月条には、一吉飡の金欽運の娘を国王の夫人とする「納采の儀」についての記述がみられる。

「納一吉飡金欽運少女為夫人。先差伊飡文穎，波珍飡三光定期，以大阿飡智常納采，幣帛十五輦，米，酒，油，蜜，醬，豉，脯，醢一百三十五輦，租一百五十車」

(一吉飡の金欽運の娘を夫人とした。まず伊飡の文穎，波珍飡の三光を派遣し，日取りを決め，大阿飡の智常に納采させた。このときもたらしたものは，幣帛十五輦，米，酒，油，蜜，醬，豉，脯，醢一百三十五輦，租一百五十車であった)

これによると，納采の儀にあたっては多くの食品が納められたとあるが，その中にみえる「醢」は，前後の文脈からいって，酒器ではなく，「醢」(塩辛)を意味するとみられる。これまでは誤記と考えられていたが，雁鴨池木簡の事例をふまえると，「醢」は「醢」と同じ意味の漢字として当初から広く使用されていたと考えられる。この表記は，高麗時代の木簡にもみえる(後述)。

日本古代の史料にも，後述するように『延喜式』などに「醢」がみえる。『和名類聚抄』では「之々比之保」(シシビシオ)と読まれている。中国の古典である『周礼』によれば，まず肉を乾して，小さく刻み，梁麴・塩などと混ぜ，美酒中に百日間漬けたもので，その骨のないのを醢⁽⁶⁾という。雁鴨池の木簡では，エイ，シカ，鳥の醢がみられる。現在の韓国では，塩に漬けただけの塩辛(チョッカル)や，さらに穀物も加えて発酵させる食醢(シッケ)の材料として使用されるのは海産物に限られているが，かつては動物・鳥の肉を使用したものもあり，牛の胃や猪の皮の食醢も作られていた⁽⁷⁾。

また『高麗史』礼志には，円丘，社稷，太廟をはじめとする各種の祭祀に魚醢のほか鹿醢，兔醢，雁醢など動物・鳥肉の醢が使用されたことがみられる。また後述するように，日本の『延喜式』には積奠の際にこれらが使用されたことがみられる。「醢」は，宮廷の儀礼の際に広く使用されていた食料加工品なのである。

これらのことをふまえて，いまいちど「醢」に関する木簡をみると，221号に「甲寅年四月九日作加火魚醢」，195号に「< 月三日作鹿醢瓮附」，214号に「二十四日作醢」，216号に「五月廿四日作鳥醢」というように，「作」という文字が確認されることである。これは，「加火魚」や「鹿」や「鳥」を「醢」すなわち塩辛に加工した作業のことをあらわしており，木簡に記載された日付は，つまりは加工の作業をした年月日を意味するものと考えられる。

(3)「助史」

さて，「加火魚」と記された188号木簡には，「助史」という表記がみられる。この「助史」も，

雁鴨池木簡に数多く確認される。

183号

- ・「<^[天カ元カ]□□□□□□月廿一日上北廂 (表面)
- ・「<猪水助史第一行瓷一入 (裏面)
- ・「<五十五□□丙番 (右側面)

(139) × 15 × 9

断面は長方形で、三面に墨書がある。下端は欠損しているがそれ以外は原形を止める。上部に切込みを巡らせている。

形態と内容から付札と考えられるが、釈読できない部分も多く、内容が判然としないところも多い。表面第1字は「天」もしくは「元」で年号の一部と推測される。「北廂」は、『三国史記』職官志中にみえる「北廂典」に関連すると思われる。「第一行瓷一入」は、並んで置かれている瓷の位置を表示したものであると思われる。

問題となるのは、動物名の「猪水」の次にみえる「助史」である。このほかいくつもの木簡にみられる。

198号

- ・「<庚午年^[正カ]□月廿七日作□」
- ・「<□□□□□□_[助史瓷カ]」

158 × 20 × 4

211号

- ・「<辛□年正月十□
日作□猪助史」
- ・「<百十□石」

107 × 31 × 10

212号

- ・「庚子年五月十六日」
- ・「>辛番猪助史缶」

93.5 × 26.5 × 3

215号

- ・「十一月二十七日 [] 赤
- ・「魚助史 卒言

(94) × 21.5 × ?

222号

- ・「<三月二十一日作獐助史缶□

(141) × 27 × 6

これらの木簡の記載内容からわかることは、「助史」は、「動物名（猪，獐，魚，加火魚等）+ 助史+ 缶」という形であらわれることが多いということである。文脈からすると、食品加工品を示す語とみられる。醃（醃）と助史が同時にあらわれることがなく、しかも醃と同じ位置に書かれていること点がその根拠である。とくに222号などは、「三月二十一日作獐助史缶」というように「日付+作+獐（動物名）+助史+缶」と書かれていることから、醃（醃）と同様に食品加工法を意味する用語とみて矛盾しないであろう。

漢字の字義から「助史」の意味を考えることは難しい。ひとつの可能性として、「助史」は、漢字の音を借りて新羅固有語を記したと考えられるのではないか。助史は現代韓国語で「조사」で、醃・鮓・塩辛を意味する「젓」と音が類似しているので、これらと同義である可能性がある。

なお、以上あげた木簡の中には、「缶」「瓮」「甕」などの容器をあらわす用語も記されることが多い。これらは醃などを入れた土器（「缶」）ないし大型の甕（「瓮」「甕」）をあらわしていると考えられる。

雁鴨池出土の付札木簡の多くが、こうした醃などの発酵加工品を入れた容器につけられた物品管理用の付札であることが、これにより判明する。雁鴨池からは、「十石入瓮」とヘラ書きされた新羅時代の大型の甕が出土しており、おそらくはこうした貯蔵用の甕に付札が使用されたのだろう。

(4) 「鮓」

雁鴨池からは、「鮓」と書かれた木簡も出土している。

210号

- ・「<乙巳年正月十九日作□瓠」
- ・「<鮓水十八」

「醃」と同様、発酵させたものであろう。朝鮮半島で鮓の字がはじめてみえるのは、13世紀に高麗で編纂された医学書『郷薬救急方』下巻、薬性相反条にみえる「青魚鮓」とされるが、雁鴨池木簡の出土により、8世紀までさかのぼることが確認できた。

日本の古代史料にも「鮓」は確認される。養老賦役令1調絹繩条に「鮓二斗 貽貝鮓三斗」と見え、平城宮木簡にも次のようなものがある。

- 平城宮木簡⁽¹⁰⁾
- ・若狭国遠敷郡木津郷御贄貽貝鮓一壩
- ・「木津里」

162 × 28 × 5

若狭国遠敷郡木津郷から貢進される「御贄」として、「貽貝鮓一壩」が記されている。鮓は、飯の内に鮓・貽貝などを入れて発酵させたものと考えられる。⁽¹¹⁾

(5) 「生鮑」

雁鴨池からは、海産物として「生鮑」と記した木簡も出土している。

190号

・「生鮑十^[両カ]□九月□□□^[料カ]」

208 × 22 × 11

表裏とも墨の残りが悪く、判読は困難だが、「生鮑」の語がみえる。「鮑」は従来、日本の国字と考えられていたが、新羅でも「鮑」の字が使われていたことが、この木簡により明らかになった。

日本古代の法制史料である『延喜式』には鮓に関するさまざまな名称がみられるが、「生鮑（鮓、鮑）」の記載そのものはみえず、「生鮑（鮓、鮑）」という言葉じたいが、一般的な呼称としてはあまりみえない。

ただし内膳式40諸国貢進御贄条に、志摩国の御厨から9月より明年3月まで「鮮鮓」を貢進することがみえる。⁽¹²⁾「鮮鮓」は「なまあわび」のことである。

また、大宰府政庁跡出土木簡に、⁽¹³⁾

- ・十月廿日竺志前贄駅□□留〈多比二生鮑六十具 鯖四列都備五十具〉
- ・須志毛〈十古〉割軍布〈一古〉

(311) × 29 × 3

と「生鮑」の語がみえるほか、藤原宮木簡に、⁽¹⁴⁾

生鮓廿孔

198 × 31 × 4

いわゆる長屋王邸宅跡から出土した付札木簡に、⁽¹⁵⁾

生鮓

(76) × 26 × 3

平城京右京三条一坊三・四坪出土木簡に、⁽¹⁶⁾

阿波国生鮓五十具

126 × 23 × 5

など、いくつか事例がみられる。ただし、7世紀～8世紀にかけて木簡等での呼称が一時的に確認されるのみで、その後の史料にはみえず、日本では定着しなかった呼称であると考えられる。

その一方で、後述するように高麗時代の沈没船から出土する木簡には、「生鮑」と書かれたものが存在する。「生鮑」の名称は、朝鮮半島においては古くから通時代的に定着していた名称のようである。

ところで、よく知られるように、日本古代の史料の中には「耽羅鮓」の名称がみられる。一例をあげよう。

○平城宮出土木簡⁽¹⁷⁾

志摩国英虞郡名錐郷 戸主大伴部国万呂戸口同部得嶋御調
耽羅鮫六斤

天平十七年九月

283 × 38 × 4

「耽羅鮫」の名称は、8世紀の志摩国の荷札木簡のほかに、10世紀の『延喜式』の中に、肥後国と豊後国の調の品目としてみえる。耽羅とは済州島のことで、古代の日本で、なぜ「耽羅」の地名を冠した鮫の名称が使用されているのかは不明とされてきた。この点に関して、清武雄二氏は、「耽羅国との外交が集中する天智朝～天武朝に伝来し、各地に伝えられた最も新しい加工法であろう。伝来の背景は不明であるが、伝来と前後して律令税制が整備され、品名の統一がはかられたため、加工法の由来地がそのまま名称化したものと思われる⁽¹⁸⁾」と、その見通しを述べている。たしかに、耽羅国との交流は、7世紀後半に集中していることが『日本書紀』からわかる。

○『日本書紀』齊明7年(661)5月丁巳条

耽羅始遣王子阿波伎等貢獻。

(耽羅がはじめて王子阿波伎らを派遣して朝貢した)

○『日本書紀』天智4年(665)8月条

耽羅遣使來朝

(耽羅が使者を派遣して來朝した)

○『日本書紀』天智5年(666)正月戊寅条

高麗遣前部能婁等進調。是日、耽羅遣王子姑如等貢獻

(高麗が前部能婁らを派遣して朝貢した。この日に耽羅が王子姑如等を派遣して朝貢した)

○『日本書紀』天武2年(673)閏6月壬辰条

耽羅、遣王子久麻芸・都羅・宇麻等朝貢。

(耽羅が王子久麻芸・都羅・宇麻らを派遣して朝貢した)

○『日本書紀』持統2年(688)3月辛亥条

耽羅王遣佐平加羅、來獻方物。(略)九月丙辰朔戊寅、饗耽羅佐平加羅等於筑紫館、賜物各有差。

(耽羅王が佐平加羅を派遣し、來朝して地方の産物を献上した。9月、耽羅の佐平加羅らを筑紫館で饗応し、各々に応じた賜物があった)

清武氏が述べるように、7世紀後半における耽羅との交流を機に、耽羅での加工法に由来する「耽羅鮫」の呼称が定着した可能性がある。

類似の事例として思い起こされるのが、ヤコウガイを意味する「屋久貝（夜久貝）」の表記である。日本古代の史料では、ヤコウガイをしばしば「屋久貝（夜久貝）」と表記する例がある。ヤコウガイは屋久島では本来採取できないのだが、このような表記が定着したのは、「ヤク」が屋久島ではなく奄美を含む広域的な地域名称として用いられた7世紀段階の状況に由来し、ヤコウガイ交易が7世紀にさかのぼることが背景にあるのではないかと田中史生氏は指摘している。⁽¹⁹⁾「屋久貝」や「耽羅鮑」といった表記や名称は、7世紀後半に古代国家が南方世界へ関心を示していたことの名残をとどめているのではないだろうか。

(6) 雁鴨池木簡にみえる醢の用途

雁鴨池木簡で特筆されるのは、動物や魚などを醢に加工し、それを貯蔵していたことを示す木簡が数多くみられることである。

これらの加工食品は、日常的に食されていた可能性ももちろんあるが、雁鴨池という東宮と関わり深い場所から出土していることを考えると、もう少し別の可能性が引き出せそうである。

橋本繁氏は、中国や日本の同時代の事例なども参照しつつ、これらの醢が、「宮中の宴会で出されたほか、嶽典、春典、祭典、龍王典による祭祀や、積奠の際に使用された」可能性を指摘している。⁽²⁰⁾

とくにここで注目したいのは、積奠である。『延喜式』大学寮式によれば、積奠の儀式の際には、醢醢、鹿醢、兔醢、魚醢などの醢が供されることが記されている。とくに、次の三牲条が注目される。⁽²¹⁾

三牲、〈大鹿、小鹿、豕、各加五臓、〉兔、〈醢料、〉

右、六衛府別大鹿、小鹿、豕各一頭、先祭一日進之、以充牲、其兔一頭、先祭三月致大膳職、乾曝造醢、祭日弁貢、其貢進之次、以左近為一番、諸衛輪転、終而更始、

（三牲〈大鹿、子鹿、豕、各五臓を加えよ〉兔〈醢の料〉）

右、六衛府（左右近衛府、左右衛門府、左右兵衛府）ごとに大鹿、小鹿、豕、祭に先だつこと一日にたてまつり、以て牲に充てよ。それ兔一頭は祭に先だつこと三月に大膳職に致せ。乾かし曝して醢に造り、祭の日にそなえたてまつれ。その貢進の次いでは、左近を以て一番となして諸衛輪転し、終わらば更に始めよ）

古代日本の積奠においては、「大鹿・小鹿・豕」の「五臓」の付いたものが使用されていた。実際、平城宮からは、「鹿宍 在五臓」と記された付札木簡が出土しているが、これは、積奠に使用する鹿肉に付けられた木簡であると推定されている。

これと類似する木簡が、雁鴨池からも出土している。

194号

〈甲辰三月三日治五臓

152 × 27 × 8

「ろ」が何を指すかについては不明だが、「豕」に通じて「いのしし」であるとする説がある。⁽²²⁾と

すれば、積奠における五臓の付いた豕を指している可能性がある。

また、この『延喜式』の記事によれば、「それ兔一頭は祭に先だつこと三月に大膳職に致せ。乾かし曝して醢に造り、祭の日にそなえたてまつれ」とあり、兔醢が積奠の行われる3カ月前に作るべきことが定められている。つまりこれは、醢が祭祀や儀礼の行われる時期を見据えて事前に作るべきものであったということを示している。醢を作り始めた月日の情報をわざわざ付札に記すのは、来たるべき祭祀や儀礼に用いるために必要な情報であったためと考えられるのである。

2. 高麗・沈没船木簡にみえる海産物とその加工品

次に、高麗時代の沈没船から出土した木簡にみえる、海産物とその加工品についてみていくことにしたい。

忠清南道泰安郡の海域は、航海の難所として古くから知られており、高麗時代にも、この海域で沈没する船が後を絶たなかった。韓国の国立海洋文化財研究所を中心とする調査で、高麗時代の沈没船のうち、4隻から189点が発掘されており、⁽²³⁾ 中には竹で作られた「竹札」も約100点含まれている。その内訳は、橋本繁氏の整理によれば、次の通りである。⁽²⁴⁾

泰安船	34点(すべて木簡)	2007～2008年発掘
馬島1号船	73点(木簡16点、竹札57点)	2009年発掘
馬島2号船	47点(木簡24点、竹札23点)	2010年発掘
馬島3号船	35点(木簡15点、竹札20点)	2011年発掘

以下では、馬島1号船～3号船から発掘された木簡のうち、海産物やその加工品に関する木簡を中心にとりあげることにする。なお、以下に掲げる釈文や所見は、2012年8月8日に、筆者を含めた日本の調査チームが国立海洋文化財研究所において肉眼観察により釈読した成果を含んでいる。

(1) 馬島1号船木簡

まず、馬島1号船木簡の概略について述べる。

木簡の年代については、木簡の中に金純永という人名がみえる点が手がかりとなる。金純永の名は『高麗史』や「金仲龜墓誌」(1242年)にみえ、これをふまえると、他の木簡に記されている干支年「丁卯」「戊辰」を各々1207年、1208年に比定することができる。陶磁器の年代も12世紀半ば～13世紀初めと推定されており、矛盾しない。

次に、馬島1号船に積まれた荷物の発送地についてみてみると、いずれも現在の全羅南道にあり、竹山県は海南郡馬山面、会津県は羅州市多侍面、遂寧県は長興郡長興邑である。竹山県と会津県は榮山江流域であるが、遂寧県は南海岸で、やや離れている。荷物の宛先は、いずれも都の文武官に充てたものである。

木簡にみえる物品名としては、穀物は、白米、中米、租、正租、太、粟、木麦がある。米は精米したもの、中米は中程度に精米したもの、租は脱穀前の籾をいう。太は大豆、木麦はソバである。

また調味料として末醬がみえるが、これは大豆を発酵させてレンガ状にしてカビを付けた味噌玉麴をさす。

水産加工品として魚醢、古道醢、蟹醢がある。醢は慶州・雁鴨池木簡にもみられる、塩辛を意味する発酵食品である。古道はサバを意味する「고등어」の借字表記と考えられる。

木簡には容器の記載もみえる。水産加工品は缸あるいはで甗で数えられるが、これは新羅の雁鴨池木簡にもみえる「缶」を意味する壺のような容器である。「壹缸入四斗」(37号)「貳缸各入伍斗」(13号)などと記載されているものがあることから、缸は4斗～5斗が入る程度の大きさを持つものであったことがわかる。

水産加工品に関わる木簡を中心にあげると、以下の通りである(木簡番号は、報告書にもとづく)。

3号

「<崔郎中宅上魚醢壹缸封」

198 × 14 タケ

9号

・「<崔郎中宅上古道醢壹缸」

・「[]」

185 × 15 タケ

13号

× 檢校大將軍尹起華宅

× 貳缸各入伍斗

□□□ □□」

(154) × 47 ハルニレ

37号

「<竹山縣在京校尉尹邦俊宅上蟹醢壹缸入四斗」

202 × 19 タケ

42号

・ × □金嗣元宅上 」

・ × 魚醢壹缸 」

(107) × 11 タケ

(2) 馬島2号船木簡

次に、馬島2号船木簡の概略について述べる。

木簡の年代については、干支年の書かれた木簡が確認されていないため、正確な年代はわからない。しかし、手がかりになるのは、李克偁という人名がみえることである。

『高麗史』卷22・高宗6年(1219)10月辛巳条によれば、
「以樞密院副使李克偁將中軍，李迪儒將後軍，金就礪將右軍，討義州」

とあり、また同七年（1220）2月辛未条には、

「召李克僭爲平章事，以金就礪爲中軍兵馬使，吳壽祺爲右軍兵馬使」

とあることから、李克僭の活躍年代がおよそ13世紀初めであることがわかる。このことから、木簡の年代は、馬島1号船とほぼ同じ頃のものであると考えられる。

馬島2号船に積まれた荷物の発送地についてみると、長沙県（全羅北道高敞郡上下面）、古阜郡（全羅北道井邑市古阜面）、茂松県（全羅北道高敞郡星松面）と、いずれも全羅北道である。荷物の宛先は、いずれも都の文武官に充てたものである。租税という性格のものだけでは説明できず、個人的な贈り物、さらには賄賂のようなものも含まれていた可能性が高い⁽²⁵⁾。

木簡に記載された物品名としては、1号船と同じく白米・太などの穀物のほか、末醬・麴などの発酵品、高麗青磁に入れられていた「精蜜（蜂蜜）」や「真（ごま油）」がある。

水産加工品としては、魚卵の塩漬けと思われる卵醢が確認できる。

水産加工品に関わる木簡のみあげると、以下の通りである（木簡番号は、報告書にもとづく）。

26号

・「<奇窄龍宅上卵鮓一甌入二斗」

・「< 五公 使者 閑三 ）」

193 × 20 クリ

28号

・「<奇窄龍宅上卵鮓一甌入二斗」

・「< 五公 使者 閑三 ）」

207 × 22 マツ

木簡に出てくる「鮓」は、醢と釈読されてきたものだが、肉眼観察による再調査により改めた。字義は「よみがえる」だが、実際には醢とみてよいのではないだろうか。甌も甕と釈読されてきたが、改めた。缶と同義と考えられる。

(3) 馬島3号船木簡

次に、馬島3号船木簡の概略について述べる。

木簡の年代については、やはり人名が手がかりとなる。10号木簡に見える辛允和は、『高麗史節要』元宗元年（1260）に将軍としてあらわれている。また14号の兪承制は、承宣として在職した兪千遇とみなせれば、1268年以前となる。さらに金令公は、武臣政権の金俊を指すと推定される。金俊は1264年に海陽侯となっており、本木簡はこれ以降の年代となる。したがって、本木簡の年代は、1264～1268年ころと推定できる。

馬島3号船に積まれた荷物の発送地についてみると、5号の呂水県のみ見られる。呂水は麗水と同音で、全羅南道である。荷物の宛先については不明な点も多いが、都の文武官に充てたものであろう。

物品名としては、穀物、鳥獸類、魚介類がみえる。「皮麦」は、殻がついたままの大麦を意味する。

鳥獸類としては「雉」「豸脯」がある。「脯」は、日本ではこれを「保之々」(ホジシ)(和名抄)と読むが、乾肉の意味であろう。「豸」はすでに述べたように慶州・雁鴨池木簡にもみえ、イノシシをあらわしている可能性が考えられる⁽²⁶⁾。

魚介類としては、「生鮑」がみえる。これもまた、雁鴨池木簡に出てくる「生鮑」と共通している。蛸は、字書にはみられないが、貽貝(イガイ)ではないかという。イガイは「淡菜」と書かれ、現在でも、それが転訛したと思われる담치(Tamchi)と呼ばれている。沙魚はサメで、13号はサメの骨の入った箱から出土した。12号の「小蝦」は文字通り小エビであり、「豸脯小蝦合盛箱子」とあることから、イノシシの干し肉と小蝦を入れた箱に付けた荷札が12号木簡であろう。

加工に関わる名称は、「醢」のほかに「鱠」がみえるが、両者は同じ意味ととらえてよいだろう。容器については、「缸」「箱子」のほかに、下記14号にみえる「古乃只」も、容器を意味する「古内只」⁽²⁷⁾の借字表記と思われる。

水産加工品に関わる木簡を中心にあげると、以下の通りである(木簡番号は、林敬熙2011論文にもとづく)。

1号(木簡)

- ・「<主□□□□主宅上生鮑
□□拾合□□以田出□□□」
- ・「< 使者善才 」

154 × 20 × 7.9

2号(木簡)

- ・主□□□□主宅上生鮑肆缸(手決)
- ・使者善才

(132) × 13 × 10

3号(木簡)

- ・□□□主宅上生鮑醢
□□雉三以番出□□
- ・使者善才

(111) × 17.7 × 6

4号(木簡)

- ・副事審宅上缸壺
- ・次知上丞同正呉(手決)

126 × 135 × 6.7

6号(竹札)

- ・右三番別抄本□上
- ・乾蛸壺石

183 × 24 × 6.5

9号 (竹札)

- ・右三番別抄都上
- ・乾蛭壺石

218 × 23 × 5.1

10号 (竹札)

- ・「<辛允和侍郎宅上」
- ・「< 生鮑鱸一缸 』

190 × 14 × 2.8

12号 (竹札)

- ・「<右三番別抄本□上」
- ・「< 𧄸脯小蝦合盛箱子」

117 × 14 × 3

13号 (竹札)

- ・「<右三番別抄都領侍郎宅上」
- ・「< 沙魚盛箱子一 』

133 × 15 × 3.5

14号 (竹札)

- ・「<兪承制宅上 』
- ・「<生鮑鱸古乃只一」

209 × 12 × 3.2

15号 (竹札)

- ・「<事審金令公主宅上 』
- ・「<蛭醢生四十合一缸玄礼 』

121 × 11 × 2.2

16号 (竹札)

- ・「<事審金令公主宅上 』
- ・「<蛭醢一缸入三斗玄礼」

124 × 12 × 2.5

17号 (竹札)

- ・兪承制宅上
- ・乾蛭壺石

204 × 23 × 5.8

19号 (竹札)

- ・金侍郎主宅上
- ・生鮑一缸入百介玄礼

222 × 11 × 2.1

(4) 雁鴨池木簡と沈没船木簡にみえる水産加工品の比較

8世紀の新羅・雁鴨池木簡と13世紀の高麗・沈没船木簡にみえる水産加工品を比較すると、共通する部分と、相違する部分がみてとれる。

両者の木簡に共通してあらわれる海産物が「生鮑（生鮑）」である。「生鮑（生鮑）」は鮑の種類または状態を表す呼称であると考えられるが、先に述べたように、日本では7～8世紀の木簡に数例みられるものの、鰻に関して数多くの呼称を記している『延喜式』などにはみえず、その後に定着しなかった呼称である。ところが朝鮮時代・16世紀の学者の日記である『眉巖日記』（後述）にも、贈り物として送られてきたものの中に「生鰻二十五介」（丁卯年（1567）十二月六日条）「生鰻七十個」（同七日条）等、「生鰻」に関する記述が多数みえる。当時の贈り物としてよく用いられたものだったのだろう。「生鰻」のほかに「全鰻」という呼称もよくあらわれており（丁卯年十二月六日条ほか）、単位に「貼」や「串」が使われていることからすると、「生鰻」とは別の種類あるいは加工法をあらわすものであることは明白である。いずれにしても、「生鰻」は、新羅時代から朝鮮時代に至るまで広く定着していた呼称と考えられるのである。

新羅の雁鴨池木簡と高麗の沈没船木簡には、いずれも発酵加工品である醃についての記載があるが、両者には決定的な違いがある。それは、醃がどこで加工されているかについての違いである。沈没船木簡は、現地（発送先）で醃として加工し、完成品を都へ運んだ際に付けられた荷札木簡であるのに対して、雁鴨池木簡は、素材として運ばれた魚介類（「加火魚」など）を、新羅の宮廷内で醃に加工した際に容器に付けられた物品管理用付札である点が、大きく異なるのである。

新羅時代においても、醃そのものが各地から都へ貢納されていた場合があったことは十分に考えられるが、雁鴨池木簡にみえる醃に関していえば、宮廷内で加工されていたことを示すものばかりなのである。その理由は、やはりこれらの醃が、何らかの祭祀や儀礼に用いるための特別なものであったからではないだろうか。すでにみたように、日本の『延喜式』によれば、積奠の際に供される醃は、内廷官司である大膳職が作ることになっていた⁽²⁸⁾のである。

それに対して、沈没船木簡にみえる醃は、貢納物や贈り物といった性格のものである。この場合は、現地で加工された醃であることが、いわば特産品として大きな意味を持っていたと考えられる。

両木簡は、魚介類や動物を発酵加工する醃が、前近代において祭祀や儀礼の場のみならず、贈り物としても広く用いられていたことを具体的に伝える資料群である。醃は、朝鮮半島前近代における儀礼と贈答の文化に大きな役割をはたしていたことが、これらの木簡からわかるのである。

おわりに

以上述べてきたように、新羅雁鴨池木簡や高麗沈没船木簡の発見により、従来ほとんどわからなかった朝鮮半島古代・中世の海産物とその加工品について、断片的ながらその実態にせまることが可能になった。今後は、こうした木簡にみえる断片的な情報を既存の文献史料と照らし合わせながらさらに検討していく必要性を感じる。その手がかりの1つになると思われるのが、『眉巖日記』⁽²⁹⁾である。

『眉巖日記』は、朝鮮時代の学者だった眉巖（柳希春）が1567年から1577年までの11年間、毎日書いた日記である。1963年に宝物第260号に登録された。

朝廷の公的な事務から自身の個人的なことに至るまで毎日起きたことと見聞きすることをもれなく詳細に記録している。妻・宋氏とやりとりした手紙の一節や、夫婦の健康を心配して病気の兆しが見えるたびにその症状を細かく記録した内容、家族が見た夢を毎日のように記録して吉夢なのか凶夢なのか占った内容、妾との間に生まれた娘たちをよいところに婚姻させようと努力した内容など、11年間にわたる文人の生活の様子を具体的に知ることができる。

本稿の関心からとくに注目されるのは、彼をとりまく多くの人物がさまざまな理由で持ってくる贈り物の内容が、詳細に記されていることである。その中には、魚介類やその加工品も豊富に記載されている。

雁鴨池木簡や沈没船木簡に見える「生鰻」の記述が『眉巖日記』に多数出てくることは先に述べたとおりだが、それ以外にも、白米、中米、太、末醬、魚醢、蟹醢、卵醢など、沈没船木簡に見える物品の多くが、贈り物として一般的なものであったことが『眉巖日記』から確認することができる。沈没船木簡に見える豊富な種類の物品も、その多くが贈答品として都にもたらされた可能性が高い。

一例をあげると、馬島1号船木簡には、次のような記述の木簡がある。

「貳缸各入伍斗」（馬島1号船13号木簡）

「蟹醢壺缸入四斗」（馬島1号船37号木簡）

前者は、物品名は不明だが、2つの缸にそれぞれ五斗ずつ何かが入っていたことを示している。後者は、蟹醢がひとつの缸に四斗入っていることを示している。缸は缶と同義で、沈没船木簡の記載から、5斗でいどの容量の土器であるとみられる。

『眉巖日記』にも、日記の記主に贈られたものとして、たとえば次のように書かれたものがある。

「新白蝦醢五斗入缸」（丁卯年12月6日条）

これは、「新白蝦醢」が五斗入っている缸が贈られたことを示しているが、興味深いことに、日記に見える「物品名+数量+『入』+容器名」という記載様式が、高麗沈没船木簡に見えるこの二つの木簡の記載様式とほぼ共通しており、つまりこれは運搬形態が共通していたことを意味する。このことから、木簡に見える「貳缸各入伍斗」「蟹醢壺缸入四斗」も、そのまま宛先への贈り物として運ばれたものと考えられるのではないだろうか。

くり返すが、新羅・雁鴨池木簡と高麗・沈没船木簡は、朝鮮半島前近代における儀礼と贈答の文化の実態をあらわした木簡群である。これらを足がかりに、さらに、前近代の朝鮮半島において、海産物とその加工品が、儀礼や贈答にどのような役割をはたしているかを、より具体的に解明していくことが、今後の課題である。

註

(1)——李基東「雁鴨池から出土した新羅木簡について」『新羅骨制品社会と花郎徒』一潮閣、1984年、初出1979年、邦訳は小宮山春生訳「雁鴨池から出土した新羅木簡について」『國學院雑誌』83-6、1982年

(2)——早稲田大学朝鮮文化研究所・大韓民国国立加耶文化財研究所編『日韓共同研究資料集 咸安城山山城木

簡』雄山閣、2009年

(3)——『韓国古代木簡の研究』吉川弘文館、2014年、初出2007年

(4)——国立昌原文化財研究所編『韓国の古代木簡』国立昌原文化財研究所、2004年

(5)——李基東「羅末麗初近侍機構と文翰機構の拡張」

- 『新羅骨制品社会と花郎徒』一潮閣, 1984年
- (6)——関根真隆『奈良朝食生活の研究』吉川弘文館, 1969年
- (7)——石毛直道, ケネス・ランドル『魚醬とナレズシの研究』岩波書店, 1990年
- (8)——『国際企画展示 文字がつなぐ 古代の日本列島と朝鮮半島』図録, 国立歴史民俗博物館, 2014年, 原品は韓国国立慶州博物館蔵
- (9)——石毛直道他前掲書
- (10)——『木簡研究』11, 1989年
- (11)——関根真隆前掲書
- (12)——『訳註日本史料 延喜式 下』集英社, 2017年, 517頁
- (13)——木簡学会編『日本古代木簡選』岩波書店, 1990年
- (14)——『藤原宮』奈良県教育委員会, 1969年, 57号木簡
- (15)——奈良文化財研究所編『平城京木簡 二 一長屋王家木簡二一』吉川弘文館, 2001年, 2204号木簡
- (16)——『木簡研究』20, 1998年, 41頁
- (17)——木簡学会編『日本古代木簡選』岩波書店, 1990年
- (18)——清武雄二「『延喜式』の鮓と古代の食文化」『第102回歴史博フォーラム『延喜式』ってなに!?!』予稿集, 2016年
- (19)——田中史生「7～11世紀の奄美・沖縄諸島と国際社会」『国際交易と古代日本』吉川弘文館, 2012年, 初出2005年
- (20)——橋本繁前掲論文
- (21)——『訳註日本史料 延喜式 中』集英社, 2007年, 605頁
- (22)——平川南「正倉院佐波理加盤付属文書の再検討」『日本歴史』750, 2010年
- (23)——泰安船および馬島1・2・3号船については, 国立海洋文化財研究所『高麗青磁宝物船』2009年, 国立海洋文化財研究所『泰安馬島1号船』2010年, 国立海洋文化財研究所『泰安馬島2号船』2011年, 国立海洋文化財研究所『泰安馬島3号船』2012年(いずれも韓国)。なお, 泰安船および馬島1号船木簡の一部については, 国立加耶文化財研究所『韓国木簡字典』(2011年, 韓国)において赤外線写真と新たな釈文が示されている。馬島1号船の木簡の概要については林敬熙・崔鉉植「泰安・馬島水中出土木簡の判読と内容」『木簡と文字』5, 2010年(韓国, なお橋本繁氏による日本語訳が『木簡研究』36, 2014年に掲載されている), 馬島3号船の木簡の概要については林敬熙「馬島3号船木簡の現況と判読」(『木簡と文字』8, 2011年12月, 韓国, なお橋本繁氏による日本語訳が『木簡研究』40, 2018年に掲載されている)がある。
- (24)——橋本繁「沈没船木簡からみる高麗の社会と文化」『古代東アジアと文字文化』同成社, 2016年
- (25)——林敬熙・崔鉉植「泰安・馬島水中出土木簡の判読と内容」(前掲)
- (26)——林敬熙氏は、「馬島3号船木簡の現況と判読」(前掲)の中で, シカ肉かイヌ肉の可能性があると述べている。馬島3号船からは多量のシカの骨と少量のイヌの骨が一緒に発掘されていることをその根拠とする。だが「豚脯」は乾肉であると考えられるので, すでに加工された状態で運ばれていると考えられる。
- (27)——橋本繁「沈没船木簡からみる高麗の社会と文化」(前掲)
- (28)——註(21)参照
- (29)——朝鮮史編修会編『朝鮮史料叢刊 第八 眉巖日記草』一～五, 朝鮮総督府, 1936年

(国立歴史民俗博物館研究部)

(2019年5月24日受付, 2019年10月7日審査終了)